

電気工事業の開始通知（みなし通知） 手続について（変更）

通知（みなし通知）をしている方が変更手続に必要な書類は、下記のとおりです。

みなし通知電気工事業者変更届出一覧

変更事項 必要書類等	No.	1	2	3	4	5	6	7	8	9
		個人氏名・法人名称	個人住所・法人所在地	営業所名称	営業所所在地	法人代表者	営業所増設	組織変更	建設業許可更新	届出行政庁変更
電気工事業に係る変更通知書(様式第22)		○	○	○	○	○	○	○	○	○
誓約書						○	○	○		
備付器具調書							○			
標識仕様書		○		○		○	○	○		
建設業許可通知書の写し									○	
建設業許可変更届出書の写し		○	○	○	○	○	○	○		
現在所持する通知受理通知証		○	○	○	○	○	○	○	○	○

注意事項

※ みなし通知電気工事業者の場合「申請者の住民票・登記事項証明書」に代わり、「建設業許可変更届出書（写し）」を使用します。そのため、この書類が必要な変更事項については、その手続きが終了して（変更届出書が受理されて）から、電気事業法の手続きをとることとなります。

※ 「法人設立」「事業の譲渡・承継」「相続」「合併」の際の変更手続きは、みなし通知電気工事業者の場合はすべて「新規通知」の手続きが必要です。

※ 手数料はすべて無料です。

- | | |
|-------|---|
| No. 1 | 「株式会社〇〇→株式会社××」等、同一法人組織内での名称変更です。 |
| No. 4 | <u>移転先が埼玉県外の場合は変更手続きではなく、移転先での手続きが必要になります。</u> |
| No. 6 | 市(町村)内に増設する場合のみです。 |
| No. 7 | 「有限会社〇〇」→「株式会社〇〇」等、法人組織間の変更のみです。 |
| No. 8 | 建設業許可は5年ごとに更新手続きが必要です。期限切れで建設業許可が「新規」扱いになった場合は、電気工事業も「新規」扱いになります。 |
| No. 9 | 県内から国等に行政庁が変更になった場合です。逆に国等から県内に行政庁が変更になった場合は添付書類等が異なります。 |

